

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 4月28日
【届出者の名称】	理研ビタミン株式会社
【届出者の所在地】	東京都千代田区三崎町二丁目 9番18号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区三崎町二丁目 9番18号
【電話番号】	03 (5275) 5111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 藤田 満
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	理研ビタミン株式会社 (東京都千代田区三崎町二丁目 9番18号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

- (注1) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

第1【公開買付要項】

1【買付け等をする上場株券等の種類】

普通株式

2【買付け等の目的】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策と考え、当社の経営環境、業績、財務状況、株主還元性向、経営基盤強化のための内部留保等を総合的に勘案し、長期的な視野に立ち、安定的に配当していくことを基本方針としております。また、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第165条第2項の規定により、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって自己株式の取得をすることができる旨を定款に定めており、平成27年8月26日に株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けの方法により120,000株（本書提出日現在の発行済株式総数（23,652,550株）に対する保有株式数の割合（以下、「保有割合」といいます。）にして0.51%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。））の自己株式の取得を実施しております。当社は、資本効率を常に意識し更なる改善に努めるとともに、経営環境の変化に応じて株主利益に資する資本政策を機動的に検討していくことを志向して参りました。

一方、事業面において、平成27年5月15日に、当社は、平成27年度を初年度とした「新中期経営計画（2015年度2017年度）」を発表しました。当該中期経営計画において、当社は、国内マーケットを成熟市場として認識し、収益性重視の質の強化を図るとともに、海外マーケットを成長市場として認識し、グローバル化を図り、シェア拡大を目指すことにより、一層の収益基盤の向上と持続的成長が可能な強い企業体質の構築を目指して、スピード感を伴った経営に取り組んでおります。

当社は、キッコーマン株式会社（以下、「キッコーマン」といいます。）との間でブランドと研究開発力・技術力の融合、共同調達等幅広い分野で協業を行っていくことが当社の企業価値の一層の向上に資するとの判断のもと、平成20年6月18日に、資本・業務提携契約（以下、「平成20年6月18日付資本・業務提携契約」といいます。）を締結しました。平成20年6月18日付資本・業務提携契約においては、原料及び包装資材等の調達、商品開発、販売、マーケティング面での相互協力に関し、合意されております。

他方、キッコーマンは、株式会社SFCG（以下、「SFCG」といいます。）と別途締結した株式売買契約に基づき、平成20年6月20日付で、SFCGより当社の普通株式7,093,400株を取得し、既に保有していた当社の普通株式500,000株と併せて合計7,593,400株（当時の当社の発行済株式総数（23,652,550株）に対する保有株式数の割合にして32.10%（小数点以下第三位を四捨五入。））を保有するに至り、本書提出日現在においても、当社の普通株式を7,593,400株（保有割合にして32.10%）保有しております。以上の資本関係により上記の業務提携の具体的な実現を担保することを目的として、キッコーマンは、当社を持分法適用関連会社とし、また、当社の主要株主である筆頭株主であり、かつその他の関係会社に該当します。

平成20年6月18日付資本・業務提携契約の締結以降も、当社とキッコーマンは、業務提携の進捗状況、当社の資本政策、当社とキッコーマンを巡る外部環境等も踏まえて、定期的に資本・業務提携内容の協議を継続して参りました。業務提携の進捗状況としては、国内においては、原料及び包装資材の共同調達及び共同配送、また、企業間取引に係る商品（以下、「B to B商品」といいます。）を中心に新商品の共同開発・発売を実施いたしました。また、海外においては、当社のB to B商品を新規市場において販売するに際し、キッコーマンより販売・マーケティング面でのサポートを受ける等の一定のシナジーの効果をあげて参りました。そして、平成27年9月上旬より、平成28年3月31日に到来する契約期限の延長協議の中で、業務提携に関して上記のとおり一定の効果を上げたことを機に、キッコーマンが保有する当社普通株式に関する協議を開始いたしました。そうした中、機動的な資本政策、資本効率の向上を推進する当社の志向を尊重する結果として、平成28年1月下旬、キッコーマンより、キッコーマンが保有する当社普通株式の一部売却の意向が伝えられ、当社普通株式の一部について、自己株式として取得する協議を開始いたしました。その結果、当社が、キッコーマンが保有する当社普通株式の一部を自己株式として取得した場合でも、当社とキッコーマンとの間の平成20年6月18日付資本・業務提携契約は引き続き維持され、当社の事業面への影響が生じないことに加え、当社がキッコーマンが保有する当社普通株式の一部を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する一層の利益還元につながる判断いたしました。さらに、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況等に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。

そこで、当社は、キッコーマンから当社普通株式を取得することを前提に、平成28年3月上旬より自己株式の具体的な取得方法を検討した結果、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、株主の皆様が、所定の買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）の中で市場株価の動向を見ながら応募するか否かを検討することができる、公開買付けの手法が最も適切であると判断いたしました。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買

付けによって行われることが多いこと等を勘案したうえで、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の適正な価格として一定期間の市場価格を基礎とすべきであると考えました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで、当社は、平成28年3月中旬に、キッコーマンに対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対してディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、平成28年3月中旬に、キッコーマンより、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

それを受けて、当社において更に検討したうえで、平成28年3月下旬より、本公開買付けの具体的な条件について、当社の財務状況及び過去の他の上場会社における自己株式の公開買付けの事例における公開買付けの市場価格に対するディスカウント率等を勘案しつつ、キッコーマンと協議いたしました。その結果、当社は、平成28年4月上旬、キッコーマンの保有する当社普通株式の一部である6,600,000株（保有割合にして27.90%。以下、「キッコーマン売却予定株式」といいます。）について、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成28年4月26日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して8%程度のディスカウントを行った価格を本公開買付け価格とした場合、本公開買付けに応募する用意がある旨の連絡をキッコーマンから得るに至りました。これを受けて、当社は、平成28年4月26日、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成28年4月27日の前営業日（平成28年4月26日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値4,029円（円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して、8.17%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じです。）をディスカウントした額に相当する3,700円を、本公開買付け価格としてキッコーマンに提示いたしました。その結果、平成28年4月27日、キッコーマンより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、キッコーマン売却予定株式について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

当社は、以上の検討及び協議を経て、平成28年4月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として、本公開買付けを行うことを決議いたしました。

また、本公開買付けにおける買付予定数については、キッコーマン以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、7,600,000株（本書提出日現在の発行済株式総数に対する株式数の割合にして32.13%（小数点以下第三位を四捨五入。））を上限としております。

本公開買付けに要する資金につきましては、株式会社みずほ銀行から最大で282億円の借入金を調達する予定です。その場合でも、当社のこれまでの過去の実績から予想される、今後の事業から生み出される安定的なキャッシュ・フローや、大規模な設備投資に伴う資金の支出が現状見込まれないことを考慮すれば、当該借入金の返済を行っていくことが可能であり、また、資金需要が生じた場合においても対応できる水準の借入余力は確保されていると考えられることから、当社の今後の事業運営や財務の健全性及び安定性は、今後も維持できるものと考えております。なお、営業活動によるキャッシュ・フローは、連結会計年度 第78期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）において6,908百万円、連結会計年度 第79期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）において5,941百万円となっております。また、当社が平成28年4月27日付で公表した「平成28年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」によれば、営業活動によるキャッシュ・フローは、連結会計年度 平成28年3月期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）において8,377百万円となっております。なお、今後のキャッシュ・フローの見通しに関しても特段の懸念は抱いておりません。

また、当社は、キッコーマンとの間で、本公開買付けにキッコーマン売却予定株式を応募する旨の本公開買付けに関する応募契約（以下、「本応募契約」といいます。）を平成28年4月27日付で締結しております。

本応募契約において、当社及びキッコーマンは、応募の結果成立した応募予定株式の買付けに係る契約を解除しない旨を合意しております。但し、本応募契約上の当社の表明保証（注1）が重大な点において真実でない又は不正確である場合、当社が本応募契約上の義務（注2）に重大な点において違反した場合のいずれかに該当する場合には、キッコーマンは本公開買付けに応募する義務及び応募の結果成立した応募予定株式の買付けに係る契約を解除しない義務を負わない旨が規定されています。

（注1） 本応募契約においては、当社の表明保証事項としては、()当社は、本応募契約締結日及び本公開買付けの公開買付け期間（以下、「本公開買付け期間」といいます。）の開始日において、当社に関し、法第166条第2項に定める重要事実で未公表のものが存在しないこと、()当社は、本応募契約締結日において、当社の知る限り、法第167条第2項に規定する公開買付け等の実施に関する事実で未公表のものが存在しないことが規定されております。

（注2） 本応募契約において、当社は、本公開買付けを実施する義務、本公開買付け期間が法に従い延長される場合には、実務上可能な限り事前にキッコーマンに通知し、誠実に協議する義務、本公開買付けに応募することがキッコーマンの取締役の善管注意義務違反となる合理的な可能性があるときは、キッコーマンの要請に応じてその対応につき誠実に協議する義務、当社が本応募契約上の義務に違反した場合又は当社の表明保証に違反があった場合の補償義務、秘密保持義務、本公開買付けに関する公表を行う場合には、事前にキッコーマンと協議し、合意した方法及び内容に従ってこれを行う義務、当社に課される

公租公課及び当社の費用を負担する義務、本応募契約上の地位又は本応募契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務、及び本応募契約に定めのない事項についての誠実協議義務を負っております。

キッコーマンは、本書提出日現在、当社の主要株主である筆頭株主であり、かつその他の関係会社に該当しておりますが、本公開買付けに、キッコーマンが、その保有する当社普通株式7,593,400株（保有割合にして32.10%）のうちキッコーマン売却予定株式を応募し、係る応募株式を当社が買い付けた場合、本公開買付け後において当社はキッコーマンの持分法適用関連会社に該当しないこととなる予定です。なお、キッコーマンは引き続き当社普通株式を993,400株（保有割合にして4.20%）保有する意向であると聞いております。また、かかる場合には、キッコーマンは当社の主要株主に該当せず、主要株主の異動が生じることとなります。なお、本公開買付け後も当社とキッコーマンとの間の平成20年6月18日付資本・業務提携契約は引き続き維持されます。

当社が本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、資本効率の向上及び株主還元を明確化するため、取得後速やかにその約半数を消却する方針について、平成28年4月27日開催の取締役会で決議しております。

3【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

(1)【発行済株式の総数】

23,652,550株（平成28年4月28日現在）

(2)【株主総会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

(3)【取締役会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	7,600,100	28,120,370,000

(注) 取得する株式の総数の発行済株式の総数に占める割合は、32.13%であります（小数点以下第三位を四捨五入）。

(4)【その他（ ）】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

(5)【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成28年4月28日(木曜日)から平成28年5月31日(火曜日)まで(20営業日)
公告日	平成28年4月28日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(2)【買付け等の価格等】

上場株券等の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき金3,700円
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付けの算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の客観性及び明確性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な価格を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮するのが望ましいこと等を勘案し、当社が本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成28年4月27日の前営業日(平成28年4月26日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値4,160円、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値4,029円、及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,963円を参考にいたしました。</p> <p>そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。</p> <p>上記の検討を踏まえ、当社は、平成28年3月中旬に、キッコーマンに対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対してディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、平成28年3月中旬に、キッコーマンより、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。</p> <p>それを受けて、当社において更に検討したうえで、平成28年3月下旬より、本公開買付けの具体的な条件について、当社の財務状況及び過去の他の上場会社における自己株式の公開買付けの事例における公開買付けの市場価格に対するディスカウント率等を勘案しつつ、キッコーマンと協議いたしました。その結果、当社は、平成28年4月上旬、キッコーマン売却予定株式について、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日(平成28年4月26日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して8%程度のディスカウントを行った価格を本公開買付け価格とした場合、本公開買付けに応募する用意がある旨の連絡をキッコーマンから得るに至りました。</p> <p>これを受けて、当社は、平成28年4月26日、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成28年4月27日の前営業日(平成28年4月26日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値4,029円に対して、8.17%をディスカウントした額に相当する3,700円を、本公開買付け価格としてキッコーマンに提示いたしました。その結果、平成28年4月27日、キッコーマンより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、キッコーマン売却予定株式について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。</p> <p>当社は、以上の検討及び協議を経て、平成28年4月27日開催の取締役会において、本公開買付け価格を3,700円に決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付け価格である3,700円は、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成28年4月27日の前営業日(平成28年4月26日)の当社普通株式の終値4,160円から11.06%、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値4,029円から8.17%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,963円から6.64%、それぞれディスカウントした金額となります。</p> <p>また、本公開買付け価格は、本書提出日の前営業日(平成28年4月27日)の当社普通株式の終値4,430円から16.48%ディスカウントした金額となります。</p>

	<p>また、当社は、平成27年8月25日開催の取締役会において決議された東京証券取引所の自己株式立会外取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得において、120,000株（保有割合にして0.51%）を1株につき金3,920円で取得しております。こちらは、当該自己株式立会外取引に係る取締役会決議日（平成27年8月25日）の終値を取得価格としたもので、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成28年4月27日の前営業日（平成28年4月26日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値からのディスカウントを行った価格を設定している本公開買付価格と220円の差異が生じております。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策と考え、当社の経営環境、業績、財務状況、株主還元性向、経営基盤強化のための内部留保等を総合的に勘案し、長期的な視野に立ち、安定的に配当していくことを基本方針としております。</p> <p>平成27年9月上旬より、平成28年3月31日に到来する契約期限の延長協議の中で、業務提携に関して一定の効果を上げたことを機に、キッコーマンが保有する当社普通株式に関する協議を開始いたしました。そうした中、機動的な資本政策、資本効率の向上を推進する当社の志向を尊重する結果として、平成28年1月下旬、キッコーマンより、キッコーマンが保有する当社普通株式の一部売却の意向が伝えられ、当社普通株式の一部について、自己株式として取得する協議を開始いたしました。その結果、当社が、キッコーマンが保有する当社普通株式の一部を自己株式として取得した場合でも、当社とキッコーマンとの間の平成20年6月18日付資本・業務提携契約は引き続き維持され、当社の事業面への影響が生じないことに加え、当社がキッコーマンが保有する当社普通株式の一部を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する一層の利益還元につながるかと判断いたしました。さらに、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況等に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。</p> <p>従って、当社は、キッコーマンから当社普通株式を取得することを前提に、平成28年3月上旬より自己株式の具体的な取得方法を検討した結果、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、株主の皆様が、公開買付期間の中で市場株価の動向を見ながら応募するか否かを検討することができる、公開買付けの手法が最も適切であると判断いたしました。</p> <p>そこで、当社は、平成28年3月中旬に、キッコーマンに対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対してディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、平成28年3月中旬に、キッコーマンより、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。</p> <p>それを受けて、当社において更に検討したうえで、平成28年3月下旬より、本公開買付けの具体的な条件について、当社の財務状況及び過去の他の上場会社における自己株式の公開買付けの事例における公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を勘案しつつ、キッコーマンと協議いたしました。その結果、当社は、平成28年4月上旬、キッコーマン売却予定株式について、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成28年4月26日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して8%程度のディスカウントを行った価格を本公開買付価格とした場合、本公開買付けに応募する用意がある旨の連絡をキッコーマンから得るに至りました。</p> <p>これを受けて、当社は、平成28年4月26日、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成28年4月27日の前営業日（平成28年4月26日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値4,029円に対して、8.17%をディスカウントした額に相当する3,700円を、本公開買付価格としてキッコーマンに提示いたしました。その結果、平成28年4月27日、キッコーマンより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、キッコーマン売却予定株式について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。</p> <p>当社は、以上の検討及び協議を経て、平成28年4月27日開催の取締役会において、本公開買付価格を3,700円に決定いたしました。</p>

(3) 【買付予定の上場株券等の数】

上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	7,600,000 (株)	(株)	7,600,000 (株)
合計	7,600,000 (株)	(株)	7,600,000 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(7,600,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(7,600,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付け期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。(注1)

なお、本公開買付けにおいて野村ネット&コール又は野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

株券等の応募の受付にあたっては、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下、「応募株主等」といいます。)が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下、「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(当社の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、後述のみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。(注2)

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下、「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315% (所得税及び復興特別所得税のみ) の額が源泉徴収されます。

なお、大口株主等に該当する場合には、20.42% (所得税及び復興特別所得税のみ) の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額 (連結法人の場合には連結個別資本金等の額) のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315% (所得税及び復興特別所得税のみ) の額が源泉徴収されます。(注2)

応募株券等の全部又は一部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、マイナンバー (個人番号) 又は法人番号、本人確認書類等について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑が必要となるほか、マイナンバー (個人番号) 又は法人番号及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続き等の都度、マイナンバー (個人番号) 又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー (個人番号) を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー (個人番号) 又は法人番号を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

マイナンバー (個人番号) 提供時の必要書類

マイナンバー (個人番号) の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」のほか、[1] マイナンバー (個人番号) を確認するための書類と、[2] 本人確認書類が必要です。

[1] マイナンバー (個人番号) を確認するための書類

個人情報カード、通知カード、マイナンバー (個人番号) の記載された住民票の写し、マイナンバー (個人番号) の記載された住民票記載事項証明書、のいずれか1点が必要です。

[2] 本人確認書類

マイナンバー (個人番号) を確認するための書類	必要な本人確認書類
個人情報カード	不要
通知カード	[A] のいずれか1点、又は[B] のうち2点
マイナンバー (個人番号) の記載された住民票の写し	[A] 又は[B] のうち、「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1点
マイナンバー (個人番号) の記載された住民票記載事項証明書	

[A] 顔写真付の本人確認書類

・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

旅券 (パスポート)、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

[B] 顔写真のない本人確認書類

・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要

住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書

・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

健康保険証 (各種)、国民年金手帳 (氏名・住所・生年月日の記載があるもの)、福祉手帳 (各種)

本人確認書類 (原本・コピー) は、以下2点を確認できる必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日
コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。

野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

新規口座開設、住所変更等の各種手続きに係る本人確認書類を提出いただく場合、口座名義人様の本人確認書類に限りマイナンバー (個人番号) の提供に必要な書類を兼ねることができません (同じものを2枚以上提出いただく必要はありません。)。

・法人の場合

登記簿謄本、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要になります。

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認が必要となります。

法人番号の提供に際しては、法人番号を確認するための書類として、「国税庁 法人番号公表サイト」で検索した結果画面を印刷したもの又は「法人番号指定通知書」のコピーが必要となります。また、所定の「法人番号提供書」が必要となる場合があります。

・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要になります。

(注2) 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下、「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者 野村證券株式会社
東京都中央区日本橋一丁目9番1号
(その他の野村證券株式会社全国各支店)

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

7 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	28,120,000,000
買付手数料(b)	49,600,000
その他(c)	2,200,000
合計(a) + (b) + (c)	28,171,800,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(7,600,000株)に1株当たりの本公開買付価格(3,700円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	借入先の業種		借入先の名称等	借入契約の内容	金額(円)
	届出日以後に借入れを予定している資金	金融機関	銀行	株式会社みずほ銀行 (東京都千代田区内幸町一丁目1番5号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) 契約期限:平成28年12月16日 金利:TIBORを基準金利とした市場連動金利 担保:なし
合計				28,200,000,000	

(注) 当社は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社みずほ銀行より28,200,000,000円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を平成28年4月26日付で取得しております。なお、当該融資の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

8 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成28年6月22日(水曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」及び をご参照ください。

(4) 【上場株券等の返還方法】

後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。)。

9【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数(7,600,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

応募株券等の総数が買付予定数(7,600,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2)【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、公開買付けの撤回等を行うことがあります。この場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3)【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとし、なお、当社は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

(4)【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。この場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(5)【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6)【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7)【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

当社はキッコーマンとの間で、平成28年4月27日付で本公開買付けにキッコーマンが保有する当社普通株式の一部である6,600,000株（保有割合にして27.90%）を応募する旨の本公開買付けに関する応募契約を締結しております。

本応募契約において、当社及びキッコーマンは、応募の結果成立した応募予定株式の買付けに係る契約を解除しない旨を合意しております。但し、本応募契約上の当社の表明保証（注1）が重大な点において真実でない又は不正確である場合、当社が本応募契約上の義務（注2）に重大な点において違反した場合のいずれかに該当する場合には、キッコーマンは本公開買付けに応募する義務及び応募の結果成立した応募予定株式の買付けに係る契約を解除しない義務を負わない旨が規定されています。

（注1） 本応募契約においては、当社の表明保証事項としては、（ ）当社は、本応募契約締結日及び本公開買付期間の開始日において、当社に関し、法第166条第2項に定める重要事実で未公表のものが存在しないこと、（ ）当社は、本応募契約締結日において、当社の知る限り、法第167条第2項に規定する公開買付け等の実施に関する事実で未公表のものが存在しないことが規定されております。

（注2） 本応募契約において、当社は、本公開買付けを実施する義務、本公開買付期間が法に従い延長される場合には、実務上可能な限り事前にキッコーマンに通知し、誠実に協議する義務、本公開買付けに応募することがキッコーマンの取締役の善管注意義務違反となる合理的な可能性があるときは、キッコーマンの要請に応じてその対応につき誠実に協議する義務、当社が本応募契約上の義務に違反した場合又は当社の表明保証に違反があった場合の補償義務、秘密保持義務、本公開買付けに関する公表を行う場合には、事前にキッコーマンと協議し、合意した方法及び内容に従ってこれを行う義務、当社に課される公租公課及び当社の費用を負担する義務、本応募契約上の地位又は本応募契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務、及び本応募契約に定めのない事項についての誠実協議義務を負っております。

また、当社は、キッコーマンより、本公開買付けに応募しない当社普通株式993,400株（保有割合にして4.20%）については、継続して保有する意向と聞いております。

当社は、平成28年4月27日付で「平成28年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成28年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）の概要
（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（イ）損益の状況（連結）

決算年月	平成28年3月期（第80期）
売上高	88,072百万円
売上原価	62,149百万円
販売費及び一般管理費	19,893百万円
営業外収益	538百万円
営業外費用	1,224百万円
当期純利益	4,150百万円

（ロ）1株当たりの状況（連結）

決算年月	平成28年3月期（第80期）
1株当たり当期純利益	187.44円
1株当たり配当額	66.00円
1株当たり純資産額	3,357.19円

当社は、平成28年4月27日付で「配当方針の変更に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく当社の変更後の配当方針の概要は以下のとおりです。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと考えており、当社の経営環境、業績、財務状況、株主還元性向、経営基盤強化のための内部留保等を総合的に勘案し、長期的な視野に立ち、業績に大幅な変動がない限り、原則として、前期の1株あたりの配当金額と同水準の安定的な配当を実施していくことを基本方針として参ります。変更後の配当方針は、平成29年3月期より適用いたします。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

当社は、平成28年4月27日付で「剰余金の配当（増配）に関するお知らせ」を公表しております。当社は、同日開催の取締役会において、平成28年3月31日を基準日とする平成28年3月期末の1株当たりの剰余金の配当を前回予想から4円増配の35円00銭とし、この結果、1株当たりの年間配当金を6円増配の66円00銭とすることを決議いたしました。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

当社は、平成28年4月27日付で「代表取締役および役員の異動に関するお知らせ」を公表しております。当社は、同日開催の取締役会において、現在の代表取締役社長執行役員である堺美保氏が代表取締役会長に、現在の常務取締役執行役員食品事業部門担当である山木一彦氏が代表取締役社長執行役員に、現在の取締役執行役員事業戦略担当事業戦略推進部長である細谷清夫氏が取締役執行役員食品事業部門担当兼事業戦略担当事業戦略推進部長に、平成28年6月24日開催予定の第80期定時株主総会における承認を経て正式に決定される予定であることを内定いたしました。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

第2【公開買付者の状況】

1【発行者の概要】

- (1)【発行者の沿革】
- (2)【発行者の目的及び事業の内容】
- (3)【資本金の額及び発行済株式の総数】

2【経理の状況】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【株主資本等変動計算書】

3【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
	月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高株価(円)	4,000	4,020	4,010	4,020	4,020	4,260	4,810
最低株価(円)	3,790	3,805	3,810	3,480	3,490	3,925	3,825

(注) 平成28年4月については、4月27日までのものです。

4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1)【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第78期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月25日 関東財務局長に提出

事業年度 第79期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月24日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第80期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年2月12日 関東財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

理研ビタミン株式会社
(東京都千代田区三崎町二丁目9番18号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。